

次世代育成支援

公立大学法人大阪 一般事業主行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、教職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間

平成31年(2019年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までの5年間

2 内容

目標1：出産、育児に関する休暇・休業等に係る制度の周知徹底を図り、出産、育児に関する休暇・休業取得を促進する。また、とりわけ取得率の低い男性教職員の出産、育児に関する休暇・休業取得を促進する。

〈対策〉

- ・妊娠、出産、育児に関する諸制度に関する情報をポータルサイトや紙媒体に掲載して周知徹底を図り、対象教職員の制度利用が促進されるように努める。
- ・教職員に相談窓口等の周知を図る。

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りの整備を進める。

〈対策〉

- ・育児休業等に関する理解を深めるため、管理職員への研修を実施する。研修内容については、所属構成員の育児休業の取得状況や職場での課題等を把握するなど、充実した研修を実施できるよう検討をする。
- ・育児に関する休業や休暇等制度を整理し、周知を行う。
- ・ライフワークバランスに配慮した両立支援策の検討を行う。
- ・育児休業取得中の教職員に対し、必要な情報提供を行う。

目標3：時間外労働縮減のための取り組みを推進する。

〈対策〉

- ・週1回(原則毎週水曜日)実施している一斉定時退勤を継続して実施し、教職員全体の業務執行の簡素化、効率化に向けての意識向上に努め、勤務時間外の有効活用の意識醸成を図る。
- ・定期的に時間外労働時間の実態把握と検証を行う。特に長時間労働の傾向にある教職員に対しては、所属部局の管理職からヒアリングを行うなどし、時間外労働の縮減に向けた取り組みを行う。
- ・法人における会議については、原則として17:00以降行わないことに努め、その周知・徹底を図る。

目標 4：年次有給休暇の取得を促進する。

〈対策〉

- ・年次有給休暇を土日、祝日と組み合わせて連続休暇とするなどの取得促進を行うことや業務予定を早期に明確にすることなどにより、年次有給休暇をより計画的かつ取得しやすい環境整備に努める。
- ・管理職が率先して年次有給休暇を取得し、積極的に他の教職員にも休暇取得を促す。
- ・管理職は所属構成員が年次有給休暇を取得しやすいように業務分担や過度な業務負荷がかからないように業務の平準化・効率化に取り組み、構成員は業務を計画的に進め、年次有給休暇を計画的かつ効率的に取得する。

目標 5：学内保育所の継続的な運営に向けた体制の整備及び利用促進を図る

〈対策〉

- ・利用者が安心して活用できるように学内保育所の継続的な運営に向けた体制を維持・整備する。
- ・本学の教職員や学生等に対して、学内保育所の周知を行い、学外保育施設の補完的役割としての積極的な活用を促す。特に、一時的に本学に滞在する外国人研究者や留学生に対して、応募・雇用の際の書類に明記するなど、利用の喚起を促す。